

平成30年度 第1回  
常陸太田市都市計画審議会議事録

日時：平成31年3月4日（月）午前9時00分開会

場所：常陸太田市役所分庁舎 203・204会議室

## 1. 会議の日時及び場所

日時：平成30年3月4日（月）午前9時00分開会

場所：常陸太田市役所分庁舎 203・204会議室

## 2. 出席者

常陸太田市都市計画審議会委員9名（総数11名中9名出席）

事務局10名

傍聴者なし

## 3. 議事

- (1) 報告第1号 日立都市計画 区域区分の変更について
- (2) 諮問第1号 日立都市計画 土地区画整理事業の決定について
- (3) 諮問第2号 日立都市計画 用途地域の変更について
- (4) 諮問第3号 日立都市計画 地区計画の決定について
- (5) 諮問第4号 日立都市計画 下水道区域の変更について
- (6) 諮問第5号 日立都市計画 都市計画公園の変更について
- (7) 諮問第6号 日立都市計画 地区計画の決定について（真弓ヶ丘団地地区）

### 【事務局】

それでは、只今から平成30年度第1回常陸太田市都市計画審議会を開会いたします。本日の出席状況でございますが、委員11名中9名と過半数の出席をいただいておりますので、常陸太田市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、「常陸太田市都市計画審議会条例第6条第3項」の規定に、「会長は会議の議長になる」とございますので、ここからの進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

### 【会長（議長）】

了解いたしました。それでは、しばしの間、議事進行させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は傍聴希望の方はいらっしゃらないということで、8の審議会の公開については特にご協議いただくことはございませんので、議事の方に入ってまいりたいと思っております。お手元の議事次第にあったように、東部地区に関するものが全体の7件のなかの6件、報告第1号、諮問第1号から第5号までございますので、一括してご審議させていただきたいと思っております。読み上げさせていただきます。報告第1号日立都市計画区域区分の変更について、諮問第1号同じく土地区画整理事業の決定について、同じく第2号用途地域の変更について、第3号地区計画の決定について、第4号下水道区域の変更について、第5号都市計画公園の変更について、ここまでを一括して事務局より説明をお願いしたいと思います。

### 【事務局】

それでは、常陸太田市東部地区の案件につきまして、ご説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。詳細につきましては、正面スクリーンを使用してご説明いたします。はじめに常陸太田市東部地区の概要についてご説明いたします。常陸太田市は、茨城県の北部に位置してありまして、青色で着色しました、「日立都市計画区域」に属してあります。

常陸太田市東部地区は市内の中心市街地の東部に位置し、西側は既存の市街化区域に、東側は国道349号バイパスに面しました、面積約28.9haの地区です。本地区の周辺では、現在、幹線道路の整備が進められてありまして、国道349号バイパスの4車線化に加え、国道293号バイパス、また、本地区と日立市の市街地を結ぶ、市道0139号線の整備が予定されてあります。

これらの幹線道路の整備により、交通環境が大きく向上し、土地利用の利便性も著しい向上が見込まれますことから、本地区の整備を進めるものでございます。

こちらの表は、県や市の上位関連計画における本地区の位置づけについて整理したものです。茨城県の日立都市計画区域マスタープランをはじめ、市の総合計画や都市計画マスタープラン、まち・ひと・しごと創生総合戦略などにおいて、表のような内容で位置づけがされてあります。

こちらは、常陸太田市都市計画マスタープランにおける「整備方針図」になります。上位計画における代表的なものとして抜粋したのですが、「広域的商業業務拠点として、既存の商業や隣接する田園の景観と調和するような拠点作りを図る地区」として本地区が位置づけられてあります。

また、常陸太田市第6次総合計画の土地利用構想におきましては、国道349号バイパス沿道地区であります本地区の整備促進が掲げられてあり、これらの上位計画による位置づけを実現し、商業、業務施設の誘致はもちろん、施設立地に伴う雇用の創出や地域の活性化、さらには税収の確保が期待されてあります。

それでは、それぞれの案件について、説明させていただきます。まず、報告第1号としてあります、茨城県決定の、「区域区分の変更」についてでございますが、画面にお示ししました既存市街地と国道349号バイパスに挟まれました赤色に着色している部分が、市街化区域に編入する地区で、面積は約28.9haになります。

こちらは本地区の航空写真になります。赤枠の中が、本地区となりますが、現況は概ねが水田でございます。本地区の市街化区域の編入につきましては、農地転用に係る農政協議におきまして、市街地開発事業などの実施が確実になった時点で、随時、市街化区域に編入を行うこととされてあります。本地区は、これまで行ってきました関東農政局などの関係機関との協議が整い、また、3分の2以上の関係地権者から同意が得られるなど、組合施行による土地区画整理事業の実施が確実になったことから、今回、市街化区域に編入するものでございます。

なお、地区内の建物は、地区中央にあります、保育園のみとなっております。区域区分の変更につきましては、3月26日に開催されます「茨城県都市計画審議会」に付議する予定となっております。今回の市都市計画審議会においては、報告事項とさせていただきます。

それでは、市決定となります案件についてご説明いたします。まず、諮問第1号の土地区画整理事業の決定についてでございます。上位計画を踏まえまして、市では本地区において土地区画整理事業の計画を進めてまいりました。常陸太田市では、商業施設や雇用の場が不足している現状があ

り、それを補うための必要面積を、商業統計等を用いて導き出しましたところ、商業用地が約11.6ha、業務用地約7.5haが必要面積となり、それに道路や調整池などの公共施設用地面積、約7haを加えました、約26.1haが事業面積となります。

本事業は、組合施行を予定しており、民間企業が組合の業務を代行して事業を行います「業務代行方式」を予定しております。平成27年12月に地権者の代表で構成します「常陸太田市東部土地区画整理組合設立準備会」が設置され、平成30年12月には、その準備会と業務代行予定者との間で事業推進に関する基本協定が締結されました。また、関係機関との協議が整ったことなどから、土地区画整理事業の都市計画決定を行うものでございます。

組合施行の土地区画整理事業ですと、都市計画決定をしなくても、事業を行うことは可能ですが、今回、都市計画決定をする理由としましては、市街化区域編入に際して、「本事業の確実性」を担保すること、また、本事業は、市の上位計画に位置づけのある重要施策であるため、組合と市の相互協力により事業の推進を図るためでございます。

なお、市街化区域編入面積との差につきましては、市街化区域に編入する区域から、国道349号バイパス、地区北側の都市計画道路、馬場小野下線、地区北西側の既存道路、それに既存施設であります保育園を除いた差分となっております。

こちらの図は、土地利用計画図(案)になります。大きく分けまして4つの街区で構成してございまして、調整池を地区中央部と南側に配置し、区画道路を、利便性を考慮して適宜配置する計画としております。

また、南側の調整池につきましては、近隣公園と一体的に整備する予定としております。なお、今回の決定事項は、土地区画整理事業区域の位置及び面積となりますので、こちらの土地利用計画図案につきましては、あくまで参考図面とさせていただきます。

次に、諮問第2号、用途地域の変更についてでございます。現在、本地区は市街化調整区域であり、用途地域は指定されておりませんが、今回の区域区分の変更と合せまして、約28.9haを、「準工業地域」に指定いたします。「準工業地域」に指定する理由としましては、本地区は、大型の商業施設や業務施設の立地を想定しており、それらの施設の立地が可能となる用途地域である事、また、隣接する既成市街地が、同じく「準工業地域」でありますことなどから、準工業地域を指定することとしております。

次に、諮問第3号の地区計画の決定でございますが、用途地域を準工業地域に指定いたしますと、商業施設や業務施設に加え、工場や住宅など、幅広い施設の立地が可能となりますため、様々な施設が混在する土地利用となる恐れがございます。

そのため、本開発の目的としております商業業務拠点の形成、また、良好な市街地環境や都市景観の形成等を図るため、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、それに壁面の位置の制限を定めることとします。

地区計画を定める区域は、市街化編入区域と同様の区域としまして土地区画整理事業で生み出す地区内の道路を境界線とし、本地区を、商業施設地区、複合施設A地区、複合施設B地区に区分し、土地利用の方針を、次のとおり定めるものとします。

まず、地区南側の商業施設地区ですが、「近隣公園や既存の保育園との調和を図りながら、ゆとりのある空間を生かした広域的な商業施設の立地を図る」ものとします。次に、複合施設A地区につきましては、「産業振興の拠点となる業務施設や商業施設等による賑わいの形成を図る」ものとします。最後に、地区北側の複合施設B地区につきましては、「国道349号及び同バイパスの結節点に近接した立地条件を生かし、業務施設等の集積を図る」ものとします。

本地区の建築物等の用途の制限につきましては、ご覧の表のような制限を考えております。表の中で着色しておりますところは、準工業地域の用途制限に加え、さらに制限を掛ける箇所でございます。

まず、一番上でございます、住宅、共同住宅、また、兼用住宅につきましては、本事業は商業業務系の土地利用を前提とした開発となるため、全域で制限しております。

また、良好な市街地環境を形成するため、遊技風俗施設のうち、ゲームセンターを除く麻雀屋、ぱちんこ屋等、ナイトクラブやキャバレー等、公共施設等では、神社、寺院、教会等、それに、自動車教習所を制限しております。

なお、大規模な施設は、商業施設地区や複合施設A地区に立地誘導を図るため、複合施設B地区につきましては、10,000㎡以上の店舗を制限します。

次に、工場・倉庫等の建築物等で制限するものについてですが、商業施設地区では、商業施設などの集客施設の立地誘導を図ることなどの理由により、工場等の施設の立地を制限し、商業地域並の制限をかけることとしております。

また、複合施設A地区につきましては、商業施設に加え、産業振興の拠点となるような業務施設等の立地誘導を図るため、倉庫業倉庫及び危険物貯蔵・処理施設を制限します。複合施設B地区につきましては、危険物貯蔵・処理施設のみを制限し、ほかの地区で制限しています、比較的規模の大きい自動車修理工場や倉庫業倉庫の立地を可能としております。

次に、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限についてです。商業施設地区、複合施設A地区では、土地の細分化を防ぎ、大街区での土地利用を図るため、最低敷地面積は1,000㎡としております。

壁面の位置の制限につきましては、ゆとりある空間を確保するため、隣地や道路境界から1m以上離して建築することとしておりますが、商業施設地区と複合施設A地区につきましては、大街区での土地利用を想定しておりますことから、道路境界から5m以上離すこととしております。お手元の資料11ページにあります図面の赤い破線のところが5m以上離すエリアでございます。

また、複合施設B地区では、最低敷地面積を500㎡としまして、壁面の位置の制限は、隣地や道路境界から1m以上としております。

次に、諮問第4号の公共下水道区域の変更でございます。図に示しますように、赤く着色しました区域を、今回の変更で新たに公共下水道の区域に追加いたします。地区から排出される汚水は、水色で着色しました下水道管を通り、那珂久慈浄化センターで処理された後、太平洋に放流されます。

また、雨水につきましては、地区内の調整池で調節して、第2号雨水幹線に放流する計画として

おります。変更する面積は、区域区分の変更と同じ約28.9haですが、整数止めとなりますので、約29haとなります。

次に、諮問第5号、都市計画公園の都市計画変更についてです。都市計画公園の名称は金井近隣公園で、位置は土地区画整理事業区域内の南側になります。面積は約1.8haでございます。

常陸太田市都市計画マスタープランにおきまして、国道349号バイパス沿道に近隣公園を設置することが位置付けられており、今回の市街化区域への編入や土地区画整理事業などの決定に合わせて、市民の憩いの場や、屋外レクリエーション活動の場の確保、大規模災害時における非難場所などの観点から、都市計画公園を追加決定するものでございます。

以上の、常陸太田市東部地区に関する付議案件につきましては、都市計画素案の閲覧・公述の受付を行いました。公述の申し出はございませんでした。

また、都市計画案の縦覧及び意見書の受付につきましても、意見書の提出はございませんでした。

前段でもご説明いたしましたが、本案件につきましては、3月26日開催予定の茨城県都市計画審議会に付議する予定となっております。

最後になりますが、今後のスケジュールをご説明いたします。本案件が、市及び茨城県の都市計画審議会において審議・可決されましたら、市決定の案件につきましては県協議を、また、区域区分の変更につきましては国の本協議を経まして、「都市計画決定告示」となります。こちらは茨城県及び常陸太田市におきまして同時に告示する予定となっております。

また、その告示を受けまして、土地区画整理組合の設立申請を、地権者の代表者から市を經由しまして、茨城県知事に行います。そして、茨城県の審査等を経まして、認可となりましたのち、事業開始となります。常陸太田市東部地区関連の案件につきましては、以上となります。

#### 【会長（議長）】

はい、ご説明ありがとうございました。非常に大きな変更ということで、都市計画区域そのものを拡大するところから入っております。ご説明にもあったように県の都市計画審議会の方でも審議するというごさいますが、中の使い方については、市の都市計画審議会ですべて決めていく権限がございまして、諮問第1号土地区画整理事業、それから用途地域、地区計画、下水道、公園とこういった部分について今回諮問という形になっております。

それでは、どこからでも結構ですので、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

#### 【A 委員】

近隣公園についてなんです、駐車場がない公園なんですか。あと、公園の対象ですが、こういった人たちを対象にしているのかを伺いたい。

#### 【会長（議長）】

それでは事務局よりご説明いただけますでしょうか。そもそも上位計画に349号に近隣公園をこのあたりからご検討されているかと思っております。

#### 【事務局】

そもそも今回の都市計画決定は、公園の位置及び面積が決定事項となっております。中の造成計

画ですとか配置につきましては、今後、市民の皆さんの意見を聞きながら作っていくこととしております。駐車場につきましても、エリアの中に配置する予定としております。

**【A 委員】**

私が思ったのは、子供を対象にするのか、シルバーを対象にするのかによって変わってくるのではないのでしょうか。シルバーを対象にするのであればグラウンドゴルフなんかをやりたいなという人が出てくるのかなと思ったものでして、そうするとある程度の制限が必要になってくるのかなと思いました。

**【会長（議長）】**

ありがとうございました。これから市民の方が、使われる方なども含めて一緒に検討するというような趣旨かなと思います。それでは他に何かございますでしょうか。

**【B 委員】**

公園の質問絡みなんですけれども、常陸太田市内では現在、近隣公園はあるのかということと、都市公園の中でも近隣公園とはどういう区域の人を対象に設ける公園なのかを説明してもらえるとイメージが付きやすいのかなと思います。

**【会長（議長）】**

それでは事務局の方からお願いします。

**【事務局】**

常陸太田市内で近隣公園として位置づけしている公園は一つもないというような状況となっております。

**【事務局】**

一般的なものについて、私からご説明させていただきます。色々な都市公園あるかと思いますが、一番小さいものは、昔は児童公園と言われておりました街区公園ということで0.25ha程度のものがございます。旧児童公園と言われておりますように近隣の子供達や200～300mが誘致圏ということで設定されております。そのひとつ上になるのが、今回、都市計画決定をお諮りしております近隣公園でございます、標準面積は2haとなっておりますが、市町村によっては1ha～3haぐらいまでございます。その上、地区公園とか運動公園とランクが上がっていきます。

近隣公園ですけども、マニュアル的には誘致圏が500mぐらいでありますので、街区公園よりも誘致圏を大きくして近隣の人たちが色々な目的のために広場を使うというようなことでございます。専門的な球技とかになってしまいますと、地区公園であるとか運動公園が対象となっております。一般的なものについては以上でございます。

**【会長（議長）】**

ということですが、よろしいでしょうか。私の方から一言申しますと、近隣という言葉は、昔は小学校区ぐらいのイメージだったのかなと思います。今は小学校も統廃合など色々なことがありますので、ある限られた面積を歩いて行ける範囲に必ず小学校があつてというのは難しい状況になってますので、各市の状況に応じて変わってくるのかなと思います。

他に何かご質問ございませんでしょうか。

【各委員】

特になし。

【会長（議長）】

よろしいでしょうか。それではですね、本日、諮問ということになっていきますので、これに対してお認めいただけるかどうかの結論を出さないといけません、特にご意見ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【会長（議長）】

それでは、ご意見ございませんようですので、本日の諮問第1号から第5号までは、原案通りの可決とさせていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、諮問第6号日立都市計画地区計画の決定について（真弓ヶ丘団地）ということで、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは諮問第6号地区計画の決定（真弓ヶ丘団地地区）について、ご説明させていただきます。よろしくをお願いします。

お手元の資料20ページからになります。真弓ヶ丘団地地区の位置になりますが、赤い点線で囲ってあります面積約30haの市街化調整区域となっております。

こちらの地区なんですけども、土地区画整理事業で整備された住宅団地でありまして、昭和58年から日立電鉄が建築協定により建築物の制限を行ってまいりましたが、造成が完了しまして、平成15年に自治会へと建築協定の管理が移ってまいりました。

ですが、この建築協定なんですけども、建築の専門的な分野を管理していくため自治会では管理が難しく、さらには、建築協定の期限も切れてしまったために、市の方へ相談がございました。

そこで自治会と市で協議を重ねました結果、建築協定と制度的に類似しており、市の方で管理していきます地区計画を決定することに至りました。

続きまして、21ページの方をご覧ください。地区計画を決定するにあたっての目標となっておりますが、こちらの真弓ヶ丘団地は、現在、良好な景観や住環境でありますので、それらを維持保全していくことを目標として掲げております。

土地利用の方針といたしましては、3つ定めております。住宅地区・商業業務A地区・商業業務B地区となっております。こちらを図でお示したものが次のページにございますので、22ページの方をご覧ください。

外側赤い枠線が、当時、区画整理事業を行ったエリア取りになっております。大部分をしめす黄色で着色しております箇所が住宅地区になっております。こちらは現在も住宅が多く建ち並んでいる地区になっておりますので、このまま良好な住環境を維持していく地区となっております。

続きまして、地区の真ん中にございます赤色で着色しております地区が商業業務A地区となっております。こちらは、現在、一区画だけ集会所が建っておりますが、大部分がさら地となっております。

ります。こちらは周辺住民の要望もありまして、住民が利用できるような商業施設などを立地できるような制限としてまいります。

最後に緑色で着色しております地区が商業業務B地区となっております。こちらは現在水田となっておりますが、住宅や小規模のお店などが立地できるような制限にしてまいります。それでは23ページをご覧ください。

こちらは、地区計画で定めてまいります整備方針となっております。建築物の用途の制限や面積の最低限度、建蔽率容積率の最高限度などとなっております。

また、形態・意匠ということで刺激的な色や装飾を制限してまいります。次ページに具体的な表を掲載しておりますので、24ページをご覧ください。

こちらの表が、各地区それぞれの建築できるもの・できないものをお示したのになります。

まず、黄色の住宅地区でございますが、こちらは第一種低層住居専用地域と同等となっております。主に住宅がメインの用途制限となっております。店舗や事務所などは立地できないようになっております。

続きまして、赤いエリアになります商業業務A地区でございますが、こちらは第二種中高層住居専用地域と同等となっております。住宅はもちろん、店舗、事務所、また工場などが1,500㎡まで建てられるようになっております。

最後に緑色のエリアになります商業業務B地区でございますが、こちらは第一種中高層住居専用地域と同等となっております。住宅はもちろん、店舗については500㎡まで、また工場については、500㎡まで建てられるのですが、こちら表にも書いてございますが、農産物加工施設と書いてありますが、現在の水田所有者から今後こういった施設も立地可能な計画にしてほしいとの要望がございましたので、付け加えたものとなっております。それでは次の25ページをご覧ください。

こちらが、建築物の建蔽率容積率をお示した表となっております。住宅地区につきましては、建蔽率40%、容積率80%が限度となっております。商業業務A地区、B地区につきましては、建蔽率60%、容積率200%が限度となっております。それでは続きまして、26ページになります。

こちら住宅地区のイメージ図となっております。ページ左側になるんですけども、敷地面積の最低限度でございます。最低限度は200㎡となっております。また、壁面の位置ということで、隣地や道路境界から1m以上離して建築するよう制限してございます。

右上に移っていただきまして、高さ制限なんですけども、2階建て以下で宅地版から10m以下、また、形態意匠の制限ということで、美観風致を損なわないものとしてございます。

右下、垣柵についてなんですけども、生垣又は透視可能なフェンス1.8m以下となっております。27ページをご覧いただくと、こちらには商業業務A地区B地区のイメージ図を掲載してございます。

基本的には先ほどの住宅地区と同じになっているんですけど、一カ所、右上の高さの制限のところ、先ほどは2階建てだったんですけど、3階建てまで建築できるようになっております。続きまして、最後28ページになります。

縦覧等の手続き・スケジュールについてでございますが、都市計画案の縦覧及び意見書の受付を

平成31年2月4日から2月18日まで行いましたが、意見書の提出はございませんでした。今後、本日の市都市計画審議会を經まして、県との本協議に進んでまいります。

最終的に、3月末までには都市計画の決定告示を行う予定でございます。諮問第6号の説明につきましては、以上でございます。

**【会長（議長）】**

ご説明どうもありがとうございました。それではただいまの地区計画の決定についてご質問がございましたらお受けしたいと思います。特にございませんでしょうか。

中身のほうをご審議いただきますが、将来的に、もしこれではというような話が出てくれば、またこの会議でご審議いただくということになります。

**【C委員】**

質問はないですが、よろしいでしょうか。私は諮問第6号の真弓ヶ丘団地に住んでいる者でございます。市でやっていただけるということを歓迎したいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

**【会長（議長）】**

どうもありがとうございました。他にご意見ございませんでしょうか。特にご意見ございませんようですので、これについてもお認めいただいたということでよろしいでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【会長（議長）】**

ありがとうございました。それでは、諮問第6号についても原案通り可決とさせていただきます。以上で今回付議されました案件についての審議を終了させていただき、諮問第1号から6号については、原案どおり可決という事で、本日付けをもって市長に答申させていただきます。

続きまして、次第10のその他となっておりますが、事務局の方からお願いしたいと思います。

**【事務局】**

都市計画関連で、現在、本市が現在取り組んでいる立地適正化計画の概要について、ご紹介させて頂きたいと思います。

資料につきましては、お手元に配布しておりますカラーA4横長の2枚つづりのものがありますけども、前のスクリーンでも同じものを映したいと思いますので、見やすい方をご覧ください。

まず、常陸太田市の人口推移と将来人口でございます。左側の棒グラフになりますが、本市の人口は、6万人強であった2000年頃をピークに減少に転じ、現在は、5万人弱まで減少しております。将来的にも減少傾向は続いて、2045年頃には、ピーク時の半分以下の3万人を下回ると推計されております。

一方で、右側のグラフをご覧くださいますと、DID面積は、それほど減っておらず、人口密度は下がり続けており、都市の低密度化・居住地の拡散が進んでいるのがわかります。

このような状況は、日本全国のほとんどの都市で、同じような傾向がみられます。こうした中、コンパクトシティー＋ネットワークの考えのもと 持続可能な都市の構築が必要となっており

ます。

つづきまして、立地適正化計画制度の内容でございます。日本全国で都市の低密度化が進む中、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画の制度が創設されました。

立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランで、市町村が任意で策定するものでございます。

下の図がイメージ図になりますが、青い点線の市街化区域の中に青く塗られた居住を誘導する区域と赤く塗られた都市に必要な機能を誘導する区域を定めて、公共交通等で連携をするものでございます。

次のページをお願いします。立地適正化計画を定めると、様々な国の支援措置を受けられるようになります。こちらの表は、その一部抜粋でございます。お時間の関係上、支援事業の内容は、ご説明できませんが、この支援を活用することで、緩やかに都市機能や居住の誘導を図り、持続可能な都市の構築を目指すものでございます。

次のページをお願いします。こちらの表は、平成30年12月31日現在、立地適正化計画に取り組んでいる市町村の一覧でございます。

全国では、440の市町村が取り組んでおり、茨城県内では、土浦市・下妻市など4団体が計画策定を完了し公表を行っております。また、県内全44市町村中、常陸太田市を含む25団体が、立地適正化計画に取り組んでいる状況となっております。

常陸太田市といたしましては、平成29年度に計画策定の基礎となります。市の現況調査等を行い、平成30年度より市の執行部を構成員とする委員会と、専門家や関連団体の代表者などからなる外部の委員会それぞれに諮りながら、立地適正化計画の策定を進めております。計画策定の完了時期につきましては、平成31年度末を目指しております。以上、当市が取り組んでいる立地適正化計画の概要について、ご紹介させて頂きました。その他につきましては、以上でございます。

#### 【会長（議長）】

ご説明ありがとうございました。現在、立地適正化計画の策定に取り組んでいるということで、これについて何かご質問ございませんでしょうか。

#### 【D 委員】

質問ではないのですが、将来人口推計が非常に現時点で、市の計画とずれているのが現状だと思います。社人研のデータよりも降下率が高い気がする。そういったことも考慮しながら立地適正化計画を考えていかないと、かなりずれた計画になってしまう気がする。また、常陸太田は、南が中心で北が広いので、この立地適正化計画というのは導入が難しいような気が現時点でしている。その辺をしっかりと検討していただきたいなと要望いたします。

#### 【会長（議長）】

ありがとうございました。事務局の方から今のご意見にたいして何かございますか。

#### 【事務局】

人口問題等ですね、適正に把握しながら進めていきたいと考えております。今日は、立地適正化計画、こういうものを都市計画関連の審議会の皆様が集まったということで概要のご説明をさせて

いただきました。

**【会長（議長）】**

よろしいでしょうか。他に何かご質問ございますでしょうか。計画の中身については、審議委員の方にもお披露目、ご意見をいただく機会も今後出てくると思いますので、それに合わせて中身についてのご説明となってくるかと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、せっかくの機会ですので、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本日の議事審議につきましては以上とさせていただきます。進行にご協力ありがとうございました。ここからは進行を事務局にお返しいたします。

**【事務局】**

どうもありがとうございました。ただいまの立地適正化計画につきましては、内部・外部の委員会を作りながら、31年度末に完成するような方向で進めておりますので、今後ともよろしく願います。本日は長時間にわたり、慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第1回常陸太田市都市計画審議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。